

平成22年12月21日判決言渡 同日判決原本交付 裁判所書記官

平成22年(大)第2539号 不当利得金返還請求控訴事件

(原審 大阪地方裁判所平成21年(大)第7337号)

判 決

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

控訴人 プロミス株式会社

上記代表者代表取締役 久保 健

上記訴訟代理人弁護士 本渡 謙一

同 仲元 紹

同 黒田 厚志

同 郷原 さや香

大阪府

被控訴人

上記訴訟代理人弁護士 西尾 剛

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決中、控訴人に対し、21万9293円を超えて金員の支払を命じた部分を取り消す。

2 上記取消部分にかかる被控訴人の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 事案の大要

(1) 被控訴人の請求

本件は、被控訴人が、控訴人に対し、①貸金業者である控訴人との間で継続的な消費貸借取引を行い、利息制限法の定めを超える利息を支払った、②貸金業者である控訴人の子会社との間で継続的な消費貸借取引を行い、利息制限法の定めを超える利息を支払ったところ、控訴人は同子会社の不当利得返還債務を承継した等と主張して、不当利得返還請求権に基づいて、過払金元本285万9293円、平成21年5月15日時点における確定法定利息10万3792円及び上記元本に対する平成21年5月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

(2) 原判決と控訴人の不服

原審は被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人は、21万9293円を超えて被控訴人の請求を認容した部分を不服として、控訴を提起した。

2 前提事実（争いがないか、括弧内の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認めることができる。）

(1) 控訴人は、貸金業等を営む会社である。

(2) 被控訴人と控訴人は、平成4年8月24日から平成20年12月8日まで、原判決添付別紙計算書2記載のとおり、継続的金銭消費貸借契約に基づいて、金銭の借入れ及び元利金の返済を繰り返した（以下「第1取引」という。）。

(3) 控訴人は、平成12年に株式会社シンコウ（以下「シンコウ」という。）及びリッチ株式会社（以下「リッチ」という。）を買収し、平成14年、シンコウ及びリッチと、平成13年に買収してあった東和商事株式会社とを合併させ、商号を「株式会社ぷらっと」（以下「ぷらっと」という。）に変更して控訴人の100パーセント子会社とした。控訴人は、平成17年、ぷらっとの商号を「株式会社クオークローン」（以下「クオークローン」という。）に変更した。クオークローンは、その後、株式会社タンポート、株式会社クラヴィスと順次商号を変更した。

被控訴人は、平成7年10月2日から平成19年8月6日まで、いずれも

貸金業者であるリッチ、ぷらっと、クオークローンとの間で、原判決添付別紙計算書3該当欄記載のとおり、継続的金銭消費貸借契約に基づいて、金銭の借入れ及び元利金の返済を行った（平成19年8月6日までの上記取引を、以下「本件前半取引」という。）。

(4) 控訴人は、平成19年6月18日、クオークローンとの間で業務提携契約を締結し、その際、クオークローンが顧客に対して負担する過払金返還債務について、併存的に債務を引き受けることを合意した（乙A12）。

その後、控訴人は、平成20年12月15日、クオークローン（当時の商号は株式会社タンポート）との間で、上記併存的債務引受けについての変更契約を締結し、クオークローンが顧客に対して負担する過払金返還債務については責任を負わないこととした（乙A11）。

(5) 被控訴人は、平成19年9月6日から平成20年10月18日まで、控訴人との間で、原判決添付別紙計算書3該当欄記載のとおり、継続的金銭消費貸借契約に基づいて、金銭の借入れ及び元利金の返済を行った（平成19年9月6日以降の上記取引を、以下「本件後半取引」という。）。

(6) 控訴人は、平成21年10月8日の原審第1回弁論準備手続期日において陳述した同月2日付準備書面により、控訴人の被控訴人に対する本件後半取引に基づく貸金債権元利金99万3738円を自働債権、被控訴人の控訴人に対する第1取引による過払金返還請求権121万3031円を受働債権として、これを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

3 争点

- (1) 控訴人は、被控訴人がリッチ、ぷらっと、クオークローンとの間でした本件前半取引により取得した不当利得返還請求権にかかる返還義務を承継するか
- (2) 控訴人及び被控訴人と取引をした業者は、悪意の受益者か
- (3) 控訴人が主張する前提事実(6)の相殺の効果

4 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件前半取引にかかる不当利得返還義務の承継）について (被控訴人)

ア 契約上の地位の譲渡

控訴人は、平成19年8月、クオークローンが貸金業を廃業したことによ
り、クオークローンからその営業基盤を承継することとし、営業の譲渡
を受けるとともに貸金契約における貸主としての地位の譲渡を受け、被控
訴人ら顧客に対し、この旨を通知した。

上記契約上の地位の譲渡により、控訴人は、本件前半取引にかかる不当
利得返還義務を承継した。

イ 併存的債務引受

前提事実(4)のとおり、控訴人は、クオークローンとの間で業務提携契
約を締結し、その際、クオークローンが顧客に対して負担する過払金返還
債務について、併存的に債務を引き受けることを合意した。そして、この
ころ、被控訴人は、控訴人が申し出た契約の切替に応じ、以後控訴人の顧
客になることにより、上記債務引受について明示又は默示に受益の意思表
示をした。また、控訴人が受益の意思表示の存在を否定することは、信義
原則に反する。

上記併存的債務引受の合意により、控訴人は、本件前半取引にかかる不
当利得返還義務を承継した。

(控訴人)

ア 契約上の地位の譲渡

控訴人とクオークローンとの間で、営業の譲渡や契約上の地位の譲渡な
どが行われた事実はない。

被控訴人ら顧客は、控訴人のグループ会社の再編のため、クオーケー
ンと控訴人との間で借換えを行った。被控訴人は、平成19年8月6日、

クオークローンに対する約定債務を弁済するため、控訴人から89万7847円を借り入れて、同借入金によりクオークローンに対する債務を弁済した。

イ 併存的債務引受

併存的債務引受の合意については、前提事実(4)のとおり、控訴人とクオークローンは、変更契約により、控訴人はクオークローンの過払金返還債務について責任を負わないこととしたものであるから、被控訴人の主張は理由がない。

被控訴人が、上記併存的債務引受について、受益の意思表示をした事実(は存在しない。被控訴人は、自らが過払金返還請求権を有すること、控訴人とクオークローンが併存的債務引受の合意をしたことなどを知らなかつたのであるから、併存的債務引受についての受益の意思表示をすることはあり得ない。

(2) 争点(2)（悪意の受益者）について

(被控訴人)

控訴人及び本件前半取引の各貸金業者は、利息制限法の定めを超過する利息を受領していたが、被控訴人に對し超過分を返還しなければならない義務があることを知っていた。

(控訴人)

第1取引は、平成18年1月13日最高裁判決（以下「平成18年判決」という。）以前の基本契約に基づく取引であり、控訴人は、当時の金融庁の指導その他に従い、貸金業法17条、18条に適合する書面を交付していたのであるから、みなし弁済が成立すると認識し、かつ、そのように認識したことについて、やむを得ないといえる特段の事情があった。よって、控訴人は悪意の受益者にはあたらず、民法704条の利息は発生しない。

(3) 争点(3)（相殺の効果）について

(控訴人)

控訴人は、被控訴人に対し、本件後半取引に基づく80万8155円の貸付金債権（元本）を有している。被控訴人は、信用状態の悪化により、遅くとも平成21年2月9日には期限の利益を喪失したので、控訴人は、前記前提事実(6)のとおり、同年10月8日現在の貸付金債権、利息債権及び遅延利息債権の合計99万3738円（元本80万8155円、利息4万5352円、遅延損害金14万0231円の合計）を自働債権とし、第1取引による控訴人の過払金返還債務121万3031円を受働債権として、これを対当額で相殺する旨の意思表示をした。

よって、控訴人が被控訴人に対し支払うべき過払金は、上記受働債権額から自働債権額を控除した21万9293円である。

(被控訴人)

争う。

控訴人は、本件前半取引により被控訴人が取得した過払金返還請求権について返済義務を負い、かつ、本件前半取引と本件後半取引は一体のものである。同取引により被控訴人が取得した過払金返還請求権の額は、原判決添付別紙計算書3該当欄記載のとおりであり、控訴人の相殺の主張にかかる自働債権は存在しない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件前半取引にかかる不当利得返還義務の承継）について

(1) 認定事実

前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件前半取引から本件後半取引に至る経過は、次のとおりと認められる。

ア 控訴人は、平成19年6月18日、クオークローンとの間で業務提携契約を締結し、その際、クオークローンが顧客に対して負担する過払金返還債務について、併存的に債務を引き受けることを合意した（前記前提事実

(4)) 。

上記業務提携契約は、前同日付で、控訴人、クオークローン及びサンライフ株式会社（以下「サンライフ」という。）の3社間で締結された「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」で定める債権移行のうち、控訴人が取り扱う切替契約（控訴人とクオークローンの顧客との間で締結される、控訴人の取り扱う極度貸付基本契約を含む消費者向け無担保ローンに関する契約のことをいう。）におけるクオークローンの媒介業務等に関し、締結されたものである（乙A12）。

イ その後、クオークローンとの間で継続的金銭消費貸借契約の基本契約に基づいて本件前半取引を継続していた被控訴人は、残高確認書兼振込代行申込書と題する書面（甲1、以下「残高確認書兼振込代行申込書」という。）を入手した。同書面の被控訴人の署名欄の上部には、「私は、プロミスグループ再編により、株式会社クオークローン／サンライフ株式会社に対して負担する債務を、新たにプロミス株式会社からの借入により完済する契約の切替について、以下の1から4の内容を確認・依頼・同意のうえ署名します。」との記載があり、その宛先は、控訴人、クオークローン、サンライフの3社とされていた。そして、被控訴人の署名欄に続く箇所には、1として、クオークローン／サンライフに対する借入残高の記載欄、2として、同債務を完済するため、同債務額をクオークローン／サンライフの銀行口座に振り込むことを代行依頼する旨を記載する欄、3として、クオークローン／サンライフとの契約にかかる書類及び交付される領収書の処理を依頼する欄、4として、契約切替後の間合わせ窓口及びクオークローン／サンライフにおけるこれまでの取引にかかる紛争の窓口を控訴人とすることに異議がないことを明らかにする記載があった（甲1）。

被控訴人は、上記書面に署名して、これを控訴人、クオークローン宛に提出した。

ウ 被控訴人から上記残高確認書兼振込代行申込書の提出を受けた控訴人は、平成19年8月6日付で、被控訴人との間で、借入限度額を90万円とする継続的金銭消費貸借契約を締結し（乙A4、5），同時に89万7847円を被控訴人に貸し付けた。この貸付金は、被控訴人に現実に交付されることなく、被控訴人が差し入れた上記残高確認書兼振込代行申込書の依頼に沿って、控訴人がクオークローンの銀行口座宛て送金した（乙A6は、本件同様に借換を行った第三者についての振込用紙である。）。

エ その後、被控訴人は、控訴人との間で、本件後半取引を継続した。

(2) 認定についての補足

被控訴人が残高確認書兼振込代行申込書を入手した経緯については、証拠上必ずしも明らかではない。

これに関し、控訴人は、（クオークローンの顧客に対し、）平成19年7月2日から同年9月30日までの3か月をかけて、架電、ポスター掲示等による告知を行い、控訴人の店頭、自動契約機、郵送手段並びにクオークローン、サンライフの店頭において、個別に経緯及び商品について丁寧に説明したと主張しており、これからすると、被控訴人は、控訴人がいう上記説明の過程で控訴人及びクオークローンから上記書面の交付を受け、同書面に従つて、当時のクオークローンに対する債務残額、クオークローンに対する上記債務残額を完済するため、控訴人から借り入れる金員をクオークローンの銀行口座へ振り込むことを控訴人に代行依頼すること等を記載した上でこれに署名し（なお、被控訴人がクオークローンに対する借入金残高を幾らと記載したのかは証拠上明らかでないが、平成19年8月6日時点のクオークローンの計算に基づく残債務の額が89万7847円であったことからすると〔弁論の全趣旨〕、同額又はこれに近い金額が記載されたと推認される。），これを控訴人及びクオークローンに対して提出したと推認することができる。

(3) 受益の意思表示の存否

ア はじめに

前記(1)アの業務提携契約中の併存的債務引受の合意は、クオークローンがその顧客に対して負う不当利得返還債務を控訴人が併存的に引き受けることをその内容とするもので、同顧客を第三者とする、第三者のためにする契約ということができる。そうすると、被控訴人が、控訴人に対し、クオークローンとの取引に基づいて同社に対して有する不当利得返還請求権を取得するためには、被控訴人の受益の意思表示が必要となる。

上記について、被控訴人は、控訴人が申し出た契約の切替に応じ、以後控訴人との消費貸借取引を継続したことにより、控訴人とクオークローンとの間の併存的債務引受契約に関する受益の意思表示をしたと主張するのに対し、控訴人は、これを否認した上で上記併存的債務引受契約の内容が変更されたと主張するので、以下においては被控訴人の受益の意思表示の存否について検討する。

イ 検討

上記(1)(2)認定事実、証拠（甲7）及び弁論の全趣旨によれば、上記併存的債務引受契約締結の契機となった控訴人、クオークローン及びサンライフの3社間で締結された「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」は、プロミスグループ全体の中でコスト構造を見直し、収益力確保のための改革を行うことの一環としてグループ各社との間で締結されたものであること、控訴人は、同改革に当たりグループ内消費者金融子会社を再編することとし、クオークローン及びサンライフの2社は新規貸付と既存会員への追加貸付を中止するとともに、保有する貸付金債権は債権内容別に控訴人本体とグループ会社のパル債権回収株式会社に譲渡することにしたこと、クオークローン及びサンライフは債権譲渡に適さない一部の債権の管理回収業務を行うために存続させるが、その有人店舗、無人店舗、集中センター（債権管理センターを含む。）は全廃するとされた

ことが認められる。

以上によれば、控訴人は、グループ国内金融子会社再編の一環としてクオークローンが行っていた消費者金融業務を原則的に廃止し、同社に継続していた消費者金融業務にかかる契約関係は、控訴人がそのまま承継することとし（すなわち、控訴人は、貸付金残高が存在する場合には当該貸金債権を、過払が生じている場合にはそれによる不当利得返還債務を承継する。），これに沿って上記基本合意書並びに併存的債務引受条項を含む業務提携契約書を取り交わしたと認められる。そして、控訴人は、上記の目的を達するため、被控訴人を含むクオークローンの顧客に対し、同社との（取引によって現存する同社の計算上の顧客の債務残高に相当する金員を顧客に貸し付け、その貸付金をクオークローンに支払うことにより顧客とクオークローンとの契約関係を清算し、以後は当該契約関係とほぼ同一の内容の契約関係を被控訴人を含むクオークローンの顧客との間で維持することとし、クオークローンの顧客に対して契約の「切替」を求めたと認められる。

そうすると、控訴人及びクオークローンが被控訴人に提出を求めた残高確認書兼振込代行申込書（甲1）中の契約切替後の問合わせ窓口及びクオーケローンにおけるこれまでの取引にかかる紛争の窓口を控訴人とすることに異議がない旨の記載は、控訴人の併存的債務引受を含む上記の措置に異議なく同意することを求める趣旨のものと解するのが相当であり、被控訴人は、同申込書に所定の事項を記入してこれを控訴人及びクオーケローンに提出することによって、上記併存的債務引受について受益の意思表示をしたと認めるのが相当である。

ウ 控訴人の主張の検討

これに対し、控訴人は、被控訴人は自らが過払金返還請求権を有することを知らず、控訴人とクオーケローンが併存的債務引受の合意をしたこと

も知らなかつたと指摘して、被控訴人が併存的債務引受について受益の意思表示をすることはある得ないと主張する。

しかし、被控訴人が残高確認書兼振込代行申込書を控訴人及びクオークローンに提出して併存的債務引受について受益の意思表示をしたかどうかは当該意思表示ないし法律行為の解釈の問題であるところ、意思表示ないし法律行為の効果は専ら表示行為によって決定されるのであるから、意思表示の解釈は表示行為の有する意味を明らかにすることであるといわなければならぬ。そして、意思表示の解釈は、当該意思表示がされた事情に加え、当事者の目的、慣習、信義則等に準拠して行われるべきものであつて、当事者の内心の意思にとらわれるべきものではない（内心的効果意思は法律行為の効力の有無を左右することはあるが、法律行為の内容に影響を及ぼすことはない。）。したがって、控訴人の上記指摘の事実によって被控訴人が併存的債務引受について受益の意思表示をすることがあり得ないということはできず、同指摘は上記イの認定を左右するものではないから、控訴人の上記主張は採用できない。また、他に、上記イの認定を覆すに足りる事情も認められない。

エ 小括

以上のとおり、被控訴人は控訴人の併存的債務引受について受益の意思表示をしたと認められるから、控訴人が、平成20年12月15日、クオーケローン（当時の商号は株式会社タンポート）との間で、上記併存的債務引受についての変更契約を締結し、クオーケローンが顧客に対して負担する過払金返還債務については責任を負わないことを合意したとしても、その効果を被控訴人に及ぼすことはできないというべきである。

したがって、控訴人は、本件前半取引にかかる不当利得返還義務を承継している。

(4) 信義則違反

なお、仮に、前記(3)エのとおりいうことができないとしても、これまでに認定した控訴人及びクオーカローンが残高確認書兼振込代行申込書の提出を被控訴人に求め、被控訴人がこれに応じた経緯に照らすと、控訴人が本件において併存的債務引受けについての被控訴人の受益の意思表示がないと主張することは、信義則に反して許されないと解するのが相当である。

(5) 争点(1)についての結論

よって、控訴人は、本件前半取引によって被控訴人が取得した不当利得返還請求権にかかる返還債務を承継したと認められる。

2 争点(2)（悪意の受益者）について

(1) はじめに

貸金業者が制限超過利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

(2) 本件前半取引について

控訴人は、本件前半取引については、クオーカローンがどのような書面を提出していたのかは不明であるなどとして、これにかかる弁済金の受領につき貸金業法43条1項の適用がある旨の主張立証を行わない。また、クオーカローン（及びリッチ、ぷらっと）が同項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとも認めるに足りない。

したがって、本件前半取引にかかる貸主は、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

(3) 第1取引及び本件後半取引について

ア 控訴人は、第1取引につき、平成18年判決以前の基本契約に基づく取引であり、控訴人は、当時の金融庁の指導その他に従い、貸金業法17条、18条に適合する書面を交付していたのであるから、みなし弁済が成立すると認識し、かつ、そのように認識したことについて、やむを得ないといえる特段の事情があったと主張する。

確かに、証拠（乙A3）によれば、控訴人は、昭和58年以降、貸金業法その他法令の制定・改正、行政指導、裁判所の判断等に基づき、顧客から受領する返済金がみなし弁済の要件を備えるように、様々な対策を講じてきたことが認められる。しかし、控訴人は、被控訴人との第1取引に関し、どのような書面を交付していたのかは具体的に主張していない。そうすると、上記乙A3のみによって、第1取引について、上記特段の事情があったと認めることはできないし、他にこのことを認めるに足りる証拠もない。

イ 控訴人が被控訴人との取引に関し、どのような書面を交付していたのかを具体的に主張していないことは本件後半取引についても同様であるから、本件後半取引についても、みなし弁済が成立すると認識したことについて、やむを得ないといえる特段の事情があったと認めることはできない。

ウ 上記ア、イによれば、控訴人は、第1取引及び本件後半取引について民法704条の悪意の受益者であると推定される。

(4) 争点(2)についての結論

以上によれば、本件前半取引における貸主、第1取引及び本件後半取引における控訴人は、いずれも悪意の受益者に当たるというべきである。

3 争点(3)（相殺の効果）について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、平成21年10月8日時点で、本件後半取引による貸金返還請

求権（元本）80万8155円、利息4万5352円、遅延損害金14万0231円の合計99万3738円の債権を有しているので、これを自働債権とし、被控訴人の第1取引に基づく不当利得返還請求権を受働債権として対当額で相殺したと主張する。

(2) 検討

ア 控訴人が本件前半取引に基づくクオークローンの被控訴人に対する不当利得返還債務を併存的に引き受けたと認めるべきことは争点(1)の判断で述べたとおりである。控訴人は、本件後半取引の開始に当たっては改めて被控訴人の信用調査を行ったと主張するところ、乙A7によれば、確かに、(当時控訴人は被控訴人から運転免許証の写しの提出を受けたと認められるものの、これのみでは、新たな信用調査を行ったとまで認めることはできないばかりか、前記1(1)で認定した上記併存的債務引受契約締結並びに本件後半取引開始の経緯（殊に下記事実）を併せ考慮すると、本件前半取引と本件後半取引は別個の基本契約に基づくとはいえ、不当利得金の計算においては、これを事実上一連一体のものとして、通算計算するのが相当である。

記

上記併存的債務引受契約は、控訴人グループである国内金融子会社の再編という観点から実施されたものであり、控訴人は、本件後半取引を開始するに当たっても、控訴人プロパーの従前取引（すなわち、第1取引）と混同させずに、本件後半取引を第1取引とは別個独立した取引として取り扱い、本件前半取引と本件後半取引との間に空白期間を設けず、控訴人及び被控訴人双方ともに、本件前半取引に引き続き本件後半取引を続けるという認識であったことが推認できること。

イ 本件前半取引における被控訴人の金銭借入及び弁済の経緯が原判決添付別紙計算書3の取引日平成7年10月2日の欄から同平成19年8月6日

の欄までに記載のとおりであること、本件後半取引における被控訴人の金銭借入及び弁済の経緯が原判決添付別紙計算書3の取引日平成19年9月6日の欄から同平成21年5月15日の欄までに記載のとおりであることは前提事実のとおりである。そこで、控訴人及び本件前半取引における貸主は悪意の受益者であり、過払金発生の時からこれに対する年5分の割合による利息の支払義務があることを前提に（前記2），これを一連一体として過払金の通算計算を行うと、原判決添付別紙計算書3記載のとおり、控訴人は、被控訴人に対し、平成21年5月15日の時点で、本件前半取引及び本件後半取引による不当利得返還債務として、元本130万9060円及び確定利息5万3001円の支払義務を負っていることになる。

ウ 以上によれば、控訴人が前記(1)で主張する相殺の自働債権は存在するとの認められない。

(3) 爭点(3)についての結論

控訴人が前記(1)で主張する相殺の自働債権が存在するとは認められないから、同相殺はその効力を生じない。

4 被控訴人の控訴人に対する不当利得返還請求権の具体的金額

- (1) 平成21年5月15日の時点で、本件前半取引及び本件後半取引による不当利得返還債務として、被控訴人が、控訴人に対し、元本130万9060円及び確定利息5万3001円の支払義務を負っていたことは、前記3(2)イ認定のとおりである。
- (2) 第1取引における被控訴人の金銭借入及び弁済の経緯が原判決添付別紙計算書2記載のとおりであることは前提事実(2)のとおりである。そこで、控訴人は同取引における悪意の受益者であり、過払金発生の時からこれに対する年5分の割合による利息の支払義務があることを前提に（前記2），過払金の計算を行うと、原判決添付別紙計算書2記載のとおり、控訴人は、被控訴人に対し、平成21年5月15日の時点で、同取引による不当利得返還債

務として、元本155万0233円及び確定利息5万0791円の支払義務を負っていることになる。

(3) 上記(1)(2)を併せると、控訴人は、被控訴人に対し、平成21年5月15日の時点で、不当利得返還債務として、元本285万9293円（130万9060円と155万0233円を合算した金額）及び確定利息10万3792円（5万3001円と5万0791円を合算した金額）の支払義務を負っていることになる（総計296万3085円）。

5 結論

以上によれば、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づいて296万3085円およびうち285万9293円に対する平成21年5月16日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払を求める被控訴人の請求は全部認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

（平成22年10月14日口頭弁論終結）

大阪高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官 紙 浦 健 二

裁判官 川 谷 道 郎

裁判官 宮 武 康

これは正本である。

平成 22 年 12 月 21 日

大阪高等裁判所第 13 民事部

裁判所書記官 篠 戸 健

